

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 24 年 11 月 27 日から 平成 29 年 11 月 26 日まで			

基監発 1127 第 1 号
平成 24 年 11 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準の
周知について

標記の件については、平成 24 年 11 月 27 日付け基発 1127 第 3 号をもって指示されたところであるが、本年 11 月 22 日付けで、国土交通省において、別添 1 のとおり、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。)の解釈等を示した通達(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」。以下「解釈及び運用通達」という。)の改正により、夜間・長距離運行する貸切バス(高速ツアーバス及び会員制高速バス(以下「高速ツアーバス等」という。))を除く。記の第 1 の 2 において同じ。)における交替運転者の配置基準を策定し、本年 12 月 1 日から適用することとされたところである。

解釈及び運用通達に示された夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられることから、本年 7 月 18 日に、高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準が策定された際にも周知を図っていただいたところであるが、引き続き、下記に留意の上、その的確な周知を図られたい。

なお、平成 24 年 7 月 20 日付け基監発 0720 第 1 号「「高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準」の周知等について」は、本内かんをもって廃止する。

記

第1 交替運転者の配置基準の適用対象及び内容等

1 高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準

- (1) 高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準（以下「高速ツアーバス等配置基準」という。）の適用対象は、次に掲げるバスであること（別添2の平成24年10月31日付け国自安第96号・国自旅第318号・観観産第305号「「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」参照。）。なお、高速ツアーバス運行事業者については、国土交通省のホームページで公表されていること。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html)

- ① 高速ツアーバス(高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。)
 - ② 会員制高速バス(会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。)
- (2) 高速ツアーバス等配置基準の内容は、次のとおりであること。

高速ツアーバス等の夜間運行^{*1}において、一運行当たり、実車距離^{*2}が400kmを超える場合又は乗務時間^{*3}が10時間を超える場合は、交替運転者を必要とするものであること。ただし、事業者が別添3に示す特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行っている場合（乗務時間が10時間を超えない場合に限る。）は、実車距離が500kmを超えるときに、交替運転者を必要とするものであること。

- ※1 最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行
- ※2 利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行者又は会員制高速バスの運営主体が設定した起点から終点までの距離
- ※3 当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間

2 夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準

- (1) 夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象は、高速ツアーバス等以外の夜間^{*1}・長距離運行する貸切バスであること。

- ※1 最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行

- (2) 夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準の内容は、次のとおりであること。

夜間・長距離運行する貸切バスにおいて、一運行当たり、実車距離が400kmを超える場合は、交替運転者を必要とするものであること。ただし、以下の

①又は②に該当する場合は、実車距離が 500 km を超えるときに、交替運転者を必要とするものであること。

- ① 事業者が、別添 3 に示す特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行っている場合であって、乗務時間が 10 時間を超えない場合
- ② 事業者が、別添 4 に示す条件のいずれも満たす休息期間及び休憩を運転者に与える場合

第 2 交替運転者の配置基準の周知

- 1 周知の対象とする事業場は、高速ツアーバス等を含む貸切バスの運行を行う事業場とすること。
- 2 周知は、次のとおり実施すること。なお、冬の多客期を控えていることから、できるだけ早期に周知を行うよう配慮すること。
 - ① 以下の場合に、周知の対象とする事業場に対して、別添 5 のリーフレットの配布等を行うことにより実施すること。
 - ア 監督指導を実施する場合
 - イ 監督指導に対する是正報告のため、労働基準監督署へ来庁した場合
 - ウ 相談等のため都道府県労働局又は労働基準監督署へ来庁した場合
 - エ 実施する集団指導に周知の対象とする事業場が含まれる場合
 - オ 自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問・指導を実施する場合
 - カ その他周知の対象とする事業場が参加した各種会合等に参加する場合
 - ② 都道府県労働局及び労働基準監督署の窓口に、別添 5 のリーフレットを印刷の上、必要部数を備え付けておくこと。
 - ③ 厚生労働省のホームページに、国土交通省における配置基準の周知に係るページ (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html 及び http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html) へのリンクを設定することとしているので、都道府県労働局のホームページからも同様にリンクを設定すること。

第 3 報告

上記第 2 の 2 に基づき平成 25 年 1 月末までに実施した周知の状況について、別紙様式により、同年 2 月 7 日までに、当課特定分野労働条件対策係(メールアドレス：XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX)あて報告すること。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号)《抄》

(下線を付した部分が今回の改正に係るもの)

第 21 条 過労防止等

(6) 交替運転者の配置 (第 6 項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が 16 時間を超える場合

(ロ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

ロ. 高速ツアーバス等（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について）（平成 24 年 10 月 31 日付け国自安第 96 号、国自旅第 318 号、観光産第 305 号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前 2 時から午前 4 時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という。）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が 500 km を超える場合

ハ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(七)までに掲げる取組のうち 1 つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が 400 km を超える場合

(イ) 遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う

際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又は IT を活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、

- 運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。)を行っていること
- (ロ) 当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 48 条の 2 第 2 項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること
 - (ハ) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね 2 時間以下とし、概ね 2 時間ごとに 20 分以上の休憩を確保していること
 - (ニ) 当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が 11 時間以上であること
 - (ホ) 当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること
 - (ヘ) 当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成 24 年 6 月 18 日付け、国自旅 196 号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること
 - (ト) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること
 - (チ) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
 - (リ) 当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること
 - (ヌ) 当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること
 - (ル) 当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること
 - (ヲ) 当該運行の運行管理を行う運行管理者等が 24 時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること
- 二. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(イ)から(ニ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が 400 k m を超える場合

(インターネット上の公表の例)

※当該運行の発着地、発着時刻、企画実施会社等に加え以下の内容を表示。

(実車距離) ○○○ km

(当該運行に関し、自社で実施している安全確保のための取組)

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について(平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号)21条(6)

①ハ(イ)から(ニ)に掲げる項目について、以下の通り、全てを実施している。

(イ)遠隔地において、共同運行事業者の立会による点呼を行っている

(ロ)デジタル式運行記録計による運行管理を行っている

(ハ)連続運転時間を概ね2時間とし、2時間ごとに20分以上の休憩を確保している

(ニ)運転者の運行直前の休息期間を11時間以上確保している

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について(平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号)21条(6)

①ハ(ホ)から(七)に掲げる項目のうち、以下の通り、(ホ)を実施している。

(ホ)公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく認定を受けている

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間(当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。)が10時間を超える場合

ヘ. 貸切バス(高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。)の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ)当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ.の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ.の(ホ)から(七)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること

(ロ)当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(i)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること

(i)当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること

(ii)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(iii)当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠

するための連続1時間以上の休憩を確保していること

- ② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所にて待機させることをいう。

附 則 (平成24年11月22日付け国自安第105号、国自旅第331号、国自整第158号)

改正後の通達は、平成24年12月1日から施行する。

国自安第96号
国自旅第318号
観観産第305号
平成24年10月31日

各地方運輸局企画観光部長 殿
自動車交通部長 殿
自動車監査指導部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿
(単名各通)

自動車局安全政策課長
旅客課長
観光庁観光産業課長

「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について

先般、「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」(平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号)を通達したところであるが、「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について、下記のとおり細部取扱を定めたので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、高速道路を経由しない運行など、「高速ツアーバス」又は「会員制高速バス」の定義に該当しない場合であっても、乗合バス類似行為と認められる場合については、従来のとおり乗合バスへの移行指導又は道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可の取得指導の対象となる。また、下記の定義等については、今後の募集型企画旅行商品の販売状況等を踏まえ、乗合バス類似行為の防止の観点から、適時適切に見直すこととしているので申し添える。

記

1.定義

(1)高速ツアーバス

高速道路^(注1)を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行^(注2)として運行される貸切バス^(注3)。

(注1)「高速道路」とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。

(注2)「募集型企画旅行」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行をいう。以下同じ。

(注3)道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可を受けて運行されるもの及び実車走行距離が概ね50km未満のものを除く。以下同じ。

(2) 会員制高速バス

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(3) 高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの^(注1)をいう。

(注1)専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。

2. 「高速ツアーバス」等に該当しない場合

(1) 高速ツアーバスに該当しない場合

旅行者が観光地を周遊する旅程の募集型企画旅行として運行される貸切バスや、以下の要件を満たす募集型企画旅行として運行される貸切バスは、「高速ツアーバス」には該当しないものとして取り扱う。

なお、具体の事例に係る判断に当たっては、乗合バス類似行為の防止の観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

【要件】

貸切バスを利用した運送サービス^(注1)を提供する募集型企画旅行であって、以下のいずれかを含むもの。

(ア) 宿泊サービス^(注2)の提供

(例. 草津温泉一泊二日フリープラン)

(イ) 目的地での付随サービス^(注3)の提供又は一定の活動^(注4)の実施

(当該サービスの提供又は当該活動の実施が旅行の日程として募集広告、契約書面^(注5)等に明記され、その日程が旅程管理及び特別補償の対象となっているもの(選択が必須となっていない、いわゆる「オプションサービス」を除く。)に限る。例: 東京ディズニーリゾート入場券付ツアー、乗鞍ハイキング日帰りツアー等)

(注1) 運送サービスの提供は往復に限らず、片道の場合を含む。

(注2) 「宿泊サービス」には、バス車中泊を含まない。

(注3) 「付随サービス」とは、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスをいい、有料施設への入場券、観光施設(アウトレットモールを含む。)で利用可能な食事券・買い物券、スキー場のリフト券その他これらに類する券面の旅行者への交付を含む。

(注4) 「一定の活動」とは、スキー、登山、ハイキング、試合観戦、イベント参加その他これらに類する活動と認められるものをいう。

(注5) 「契約書面」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第9条に規定する契約書面をいう。

なお、上記(ア)又は(イ)に該当する募集型企画旅行の旅行者と、これらには該当しない高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行の旅行者が1両の貸切バスに混乗する場合は、当該車両は高速ツアーバスとして取り扱う。

また、形式的には上記(ア)又は(イ)の要件に該当する募集型企画旅行であっても、例えば以下のように、社会通念上、当該募集型企画旅行が2地点間の移動のみを主たる目的とするものと評価される場合は、「高速ツアーバス」として取り扱う。

- ① 形式上は「付随サービス」が提供されているが、当該「付随サービス」が缶ジュース一本、おにぎり一つ等のごく廉価な物品の提供のみであったり、乗降場所付近でのアメニティ施設の利用(化粧室、シャワー室の利用等)のみであったり、観光施設等の割引券の交付のみである場合。
- ② 「スキーバス」、「登山バス」等と称しており、旅行の日程にも「スキー」、「登山」等が含まれているものの、乗降場所がスキー場や登山口等に行くには不便な場所であるなどの理由により、実際には当該「一定の活動」を行わない旅行者が相当程度含まれている場合。

(2) 会員制高速バスに該当しない場合

上記(1)に準じて取り扱うこととし、具体の事例に係る判断に当たっては、乗合バス類似行為の防止の観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

事業者による特別な安全措置

以下の特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行っていること。

1 以下の事項を全て満たしていること

- ① 運行するバスに関し、遠隔地の点呼（ドライバーが所属する営業所ではなく、遠隔地において受ける点呼）において、担当の運行管理者が行う電話点呼に、他の運行管理者又はその補助者*が運転者に立ち会っていること、又はITを活用した点呼を行っていること

〔※ 運行管理者または補助者は、運転者と同じバス事業者の従業員であるか、又は当該事業者と当該点呼に関する契約を結んでいること〕

- ② 運行するバスにデジタル式運行記録計（以下「デジタコ」という。）を装着し、それを用いた運行管理、デジタコのデータに基づく運転者指導を行っていること
- ③ 運行計画において、連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね運転時間2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
- ④ 運行直前の休息期間が11時間以上であること

2 上記1に加え、以下の事項の内いずれかを満たしていること

- ① 日本バス協会から有効な貸切バス事業者安全性評価認定を受けていること
- ② 安全運行協議会が設置され、その発意に基づき、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、常時又は抜き打ちで調査が行われていること
- ③ 明文化された高速バス運転者の育成プログラムを有し、これに従い運転者の育成を行っていること
- ④ ドライブ・レコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- ⑤ 運行するバスに、衝突被害軽減ブレーキが装着されていること
- ⑥ 運行するバスに、車線逸脱警報装置が装着されていること
- ⑦ 運行するバスに、居眠りを感知できる装置が装着されていること
- ⑧ 運行管理者が24時間にわたって運行中に営業所に常駐して運転者をサポートする体制を敷いていること

事業者が運転者に与える休息期間及び休憩に関する条件

事業者が運転者に与える休息期間及び休憩が以下のいずれも満たしていること。

- ① 運行直前の休息期間が1時間以上であること。
- ② 運行計画において、連続運転時間を概ね2時間以内とし、運転時間概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること。
- ③ 実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設*において、仮眠をするための連続1時間以上の休憩を確保していること。

〔※ 運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む。）〕

夜間の貸切バスは実車400km超の場合、交替運転者が必要です

これまで

「貸切バスの交替運転者の配置の指針」

「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)で定められた2日を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmとする(ただし、高速道路における乗務距離に、一般道路(高速道路以外の道路をいう。)における乗務距離を2倍(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)に換算したものを加算。)

※指針の対象となる乗務

一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務であって、高速道路における走行を伴うもの。

貸切バスの交替運転者の配置基準を策定

◆高速ツアーバス等の夜間運行の配置基準◆

平成24年7月20日から実施済み

【高速ツアーバス等】

- ・**高速ツアーバス**: 高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バス
- ・**会員制高速バス**: 会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス

<概要>

- 一運行実車距離が400kmを超える場合、交替運転者を配置する。
ただし、事業者が特別な安全措置(※)を実施し、その内容について公表している場合は、一運行実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を配置する。
- 運転者の1日の乗務時間が10時間を超える場合、交替運転者を配置する。

(※)・・・特別な安全措置

- ①必須項目(全て)
 - イ) 遠隔地における第3者立ち会いによる点呼又はITを活用した点呼
 - ロ) デジタル式運行記録計による運行管理
 - ハ) 連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保
 - ニ) 運行直前の休息期間が11時間以上
- ②選択項目(左記に加え以下に1つ以上該当)
 - ホ) 日本バス協会の安全性評価認定を受けている
 - ヘ) 安全運行協議会による安全措置に関する調査を実施
 - ト) 高速バス運転者の育成プログラムを有する
 - チ) ドライブ・レコーダーによる運転者指導
 - リ) 衝突被害軽減ブレーキの装着
 - ヌ) 車線逸脱警報装置の装着
 - ル) 居眠りを感知できる装置の装着
 - ヲ) 24時間体制による運転者サポート

◆貸切バス(*)の夜間運行の配置基準◆

* 高速ツアーバス等以外の貸切バス

平成24年12月1日から適用

<概要>

- 一運行実車距離が400kmを超える場合、交替運転者を配置する。
ただし、次のイ又はロを満たす場合は、一運行実車距離が500kmを超える場合に交替運転者を配置する。
- イ 運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、特別な安全措置(※)を実施し、その内容について公表している場合
- ロ 運転者の休息期間及び休憩時間が以下の(i)~(iii)の条件を全て満たす場合
 - (i) 運行直前の休息期間が11時間以上
 - (ii) 連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保
 - (iii) 実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設(運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む)をいう。)で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保

詳細は次ページ参照

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」

〔根拠法令〕 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

上記法令の解釈及び運用を改正

○「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の改正箇所

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速ツアーバス（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について）（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ト)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であつて、その一運行実車距離が400kmを超える場合

- (イ) 遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又はITを活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。）を行っていること
- (ロ) 当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること

- (ニ) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
- (ホ) 当該運行を行う事業者の運行直前の休息期間が1時間以上であること
- (ヘ) 当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること
- (ト) 当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け、国自旅196号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること
- (チ) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであつて、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること
- (リ) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- (ル) 当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること
- (レ) 当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること
- (ロ) 当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること
- (ニ) 当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間わたって運行中に営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

ニ. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(イ)から(ニ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(ホ)から(ト)までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であつて、その一運行実車距離が400kmを超える場合

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乘務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が10時間を超える場合

ヘ. 貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下この項において同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が500kmを超える場合

ト. 貸切バスの夜間運行において、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかを満たしていない場合であつて、その一運行実車距離が400kmを超える場合

- (イ) 当該運行に乘務する運転者の1日の乗務時間が10時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記ハ. の(イ)から(ニ)までに掲げる全ての取組について実施し、上記ハ. の(ホ)から(ト)までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること
- (ロ) 当該運行に乘務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の(イ)から(iii)までの条件をいずれも満たしていること
 - (i) 当該運行の運行直前の休息期間が11時間以上であること
 - (ii) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
 - (iii) 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に適切な仮眠施設（運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む）をいう。）で仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保していること

② (略)

【参考】

運輸規則第21条第6項
（交替運転者の配置義務）
違反時の行政処分基準

交替運転者の配置義務違反	初違反	再違反
未配置5件以下	警告	20日車
未配置6件以上15件以下	10日車	30日車
未配置16件以上	20日車	60日車

夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準の
周知について(期間:平成24年11月27日～25年1月31日) (※1)

周知実施事業場数	事業場
監督指導を実施する場合	事業場
監督指導に係る是正報告のため、来庁した場合(※2)	事業場
相談等のため来庁した場合	事業場
実施する集団指導に含まれる場合	事業場
自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問・指導を実施する場合	事業場
その他各種会合等に出席する場合	事業場
窓口に備え付けたリーフレットのうち配布した枚数	枚
国土交通省ホームページへのリンクを設定した日	平成24年 月 日

※1 本報告における周知対象事業場には、高速ツアーバス等を運行する事業場を含めることとし、貸切バスの運行を行っているか否か不明のバス事業場を含めて計上して差し支えないこと。

※2 「監督指導に係る是正報告のため来庁した場合」欄には、完結した合同監督・監査の対象となった事業場に対してリーフレットを送付する等により周知を行った件数も計上すること。

【参照条文等】

○道路運送法(昭和26年法律第183号)《抄》

(輸送の安全等)

第27条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。)の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2～3 (略)

○旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)《抄》

(過労防止等)

第21条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

2～5 (略)

6 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号)《抄》

旅客自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)とする。